

山口県林業就業促進資金の基本的事項

1 基金の名称

山口県林業就業促進資金

2 基金造成額（令和7年3月31日現在）

基金の造成額	貸付勘定	11,880,000円
	うち国費相当額	7,920,000円
	業務勘定	67,092円
合 計		11,947,092円

3 基金事業等の概要

財団法人やまぐち森林担い手財団（以下「財団」という。）が、林業労働力の確保を促進するため、新たに林業に就業しようとする者に対し、就業の円滑化のために必要な研修等の資金の貸付を行う場合に、必要な資金の貸付を行うもの。

4 申請方法

財団は、山口県林業就業促進資金貸付金貸付申請書（以下「申請書」という。）に必要な関係書類を添付し知事に提出する。

5 貸付決定

知事は、申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査の上、貸付金を貸し付けるかどうかの決定を行い、財団に通知する。

6 審査内容

県は申請書等を受理したときは、申請書について、記載された事業目的及び内容等が適正であるか、また、法令、規則、基準等に適合しているかどうか審査する。